高松市自治基本条例(仮称)に関する提言書(案)

平成20年 月

高松市自治基本条例を考える市民委員会

平成 20 年 10 月 8 日現在

はじめに

平成20年 月 日

高松市自治基本条例を考える市民委員会 委員長 柘 植 敏 秀

目 次

	目冶	3基本条例制定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	
	自治	à基本条例とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	
1		†プロセスの特徴 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3	
2	Р	▸I(パブリック・インボルブメント)活動の展開		
	(1)	高松市自治基本条例を考える市民委員会瓦版の発行		
	(2)	「自治基本条例を考えるフォーラム~みんなで高松市の憲法を考えよう	!	ر ~
		の開催		
	高松	合市自治基本条例(仮称)(案)の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4	
1	3	つの主体の明確化		
2	3	つの基本原則		
	高松	公市自治基本条例(仮称)の基本構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	
		合市自治基本条例(仮称)に盛り込みたい内容と考え方		
1	前	过文 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6	
2		則		
	(1)	目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6	
	(2)	条例の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7	
	(3)	定義		
	(4)	基本原則 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	0
3	市	5民主権と協働		
	(1)	市民参加の権利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	0
	(2)	権利の行使と責任の履行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	0
	(3)	市民の知る権利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	1
	(4)	情報公開制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	1
	(5)	個人情報保護制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	1
	(6)	市民参加の機会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2
	(7)	協働のパートナーの育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2

平成	20	匥	10	日	R	Н	現:	午
1 /32	~0	$\overline{}$, ,	v	\mathbf{H}	ンノし	

	(8)	住民投票 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 3
	(9)	総合計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
4	4 行	可政の役割と責務	
	(1)	市長の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
	(2)	行政組織の編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	(3)	職員倫理と意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
	(4)	クレーム処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
	(5)	行政の説明責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	(6)	安全安心の優先確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
	(7)	外部監査・行政評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
	(8)	財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
į	5 譲	会・議員の役割と責務	
	(1)	議会の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
	(2)	開かれた議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
	(3)	議員の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
	(4)	議員の情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
	(5)	議員の研鑽・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
6	5 連	連携と協力,改正等	
	(1)	国や近隣自治体との協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
	(2)	本条例の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
	(3)	改正・見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
	資料		
1	高	松市自治基本条例を考える市民委員会の検討経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
2	高	松市自治基本条例を考える市民委員会委員等名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
3	高	松市自治基本条例を考える市民委員会設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
4	۲	自治基本条例を考えるフォーラム~みんなで高松市の憲法を考えよう	! ~ 」
	(7月25日(金)開催)での市民のみなさんからの意見等・・・・・・・・	3 8
5	瓦	饭(Vol.01~09) ······	4 2

自治基本条例制定の背景

平成12年4月に地方分権一括法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)が施行されたことに伴い,国の機関委任事務が廃止されるなど,「国と自治体の対等関係」の構築による団体自治の拡充を目的とした第一次地方分権改革が進められるとともに,平成16年から「三位一体改革」(国から地方への税源移譲,国庫補助負担金の改革,地方交付税の三改革を一体的に行うこと)が実施されたことにより,地方の自主性・自立性が高められました。

しかし,このような改革を経ても,なお国から地方への権限移譲や税源移譲などの課題が残っていたため,更なる分権型社会の実現を目指し,平成19年4月に地方分権改革推進法が施行され,地域に住む住民が自らの意思によって地域の行政を決定する住民自治の拡充などのための第二次地方分権改革が始まりました。

このような地方分権の大きな流れの中,自治体は自己決定・自己責任の推進体制を自 ら構築していくことが重要となります。

さらに,人口減少,少子・高齢化社会の到来や,環境問題,自治体の財政状況の悪化など,行政が対応しなければならない課題は増加しています。また,平成の合併による行政区域の拡大への対応も必要となっています。こういった状況の中で,限られた財源や人材を最大限有効活用しながらも,複雑・多様化する行政課題への対応について,行政だけでなく住民もこれまで以上の努力が求められています。

また,阪神淡路大震災を契機として,住民参加やNPO等の住民活動の機運の高まりとともに,行政主導による公共の限界が明確になりました。このため,行政だけでは対応できない状況において,住民同士が自ら公共の役割を担うという時代状況が生まれ,そこから住民自治の本格的な取組が始まりました。

このような住民自治の本格的な取組の中で,住民は,地域の問題を自分達の力で, できるだけ解決していこうとしています。これまでのように行政主導,行政におまか せではなく,住民が行政に積極的に働きかけをするようになってきたのです。

このため,行政では,さまざまな条例や規則等を束ね,自治体運営の基本原則を定める体系化したルールを必要としており,住民は,住民と行政との関係を明確にし,自治の進め方をわかりやすくすることが必要になりました。このような時代の要請に応えるものとして,自治基本条例の制定が各自治体で進んでいます。

一方,高松市では,各種団体やNPO,企業等が連携し,行政とのパートナーシップによりまちづくりを行うため,「自助,共助,公助による協働のまちづくり」を基本目標に,市民みんなが住みやすいまちづくりを進めています。また,地域みずからの自己決定と自己責任を基本に,行政とともに考え,ともに行動する中で,主体的にまちづくりを進める,地域コミュニティの構築に努め,各地区(校区)の自治会を中

心とした各種団体等で構成される地域コミュニティ協議会の活動を支援するなど,地域住民による主体的なまちづくりを促進しています。

自らのまちは自らが治めていくといった住民自治の基本理念や自治体運営の基本 原則を条例で定めることは,市民主体の市政運営を進める上で重要です。

そこで、高松市においても、条例制定過程から市民が主体的に参加し、市民の立場で条例に盛り込む内容を議論する場として、公募委員7名を含む計19名の委員で構成された「高松市自治基本条例を考える市民委員会」(以下、「市民委員会」という。)が設置されました。市民委員会では、平成20年2月から議論を開始し、これまで10回以上にもわたって討議・検討した結果について、以下のとおりまとめました。

自治基本条例とは

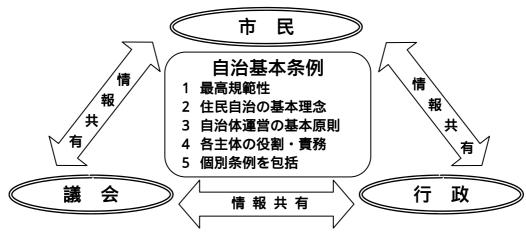
住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則について定めるものが自治基本条例です。 市民主権や市民参加を具体化した条例として,これまでも個別的には情報公開条例等 がありました。一方,自治基本条例は,これらの条例等を束ねた包括的な枠組み条例で あり,これからのまちづくりに必要な条例です。

また,個別の条例や計画,施策の上位に位置付けられるため,いわば,「自治体の憲法」とも称されています。

自治基本条例は,一般に,自治の基本原則のほかに,市民の権利,議会や行政の役割と 責務,市民参加や市民と行政との協働などを定めています。

自治基本条例が制定されることにより、身近な課題を自ら解決していく住民自治の基本理念が広く認識され、主体的に考えて行動する市民が増えていくことが期待されます。 すなわち、市民のみなさんが市政に参加するためのルールが整備されることにより、開かれた風通しの良い行政運営が推進されていくこととなるのです。

【イメージ図】



検討プロセスの特徴

1 ワークショップ形式での検討

第1回会議において 検討プロセスにワークショップをとり入れることが提案され, 第2回会議から3回にわたり,市民,行政,市長,議会をテーマに,ワークショップ 形式で議論しました

ワークショップの効果は次のとおりです。

- (1) 委員相互の意識や情報を共有し、相互理解を深めることができました。
- (2) 市民,行政,市長,議会という自治の主体別に「理想,問題点,解決策」を議論したことにより,委員間の共通認識を図ることができました。
- (3) 自由な意見や施策に対する想いが出され、それらを分類、整理することで条例骨子 案としての合意形成を図ることができました。
- 2 PI(パブリック・インボルブメント)活動の展開

自治基本条例は,市民が必要性を認識し,市民が十分議論してつくるものであることから,市民委員会では,市民に委員会での検討内容や過程を知ってもらい,参加してもらいながら,市民の意見を吸い上げ,反映することが大切だと考えました。

(1) 「市民委員会瓦版」の発行

市民委員会では,委員会で議論している内容を市民に積極的に公開しました。その一つが市民委員会による瓦版の発行(Vol.01~Vol.09)です。毎回の会議内容を分かりやすくまとめ,共に考えていく必要性を知ってもらい,市民からの意見を募りました。瓦版は,市ホームページに掲載するとともに,コミュニティセンターや図書館など市の施設に配置しました。

(2) 「自治基本条例を考えるフォーラム~みんなで高松市の憲法を考えよう!~」の開催市民委員会で議論した内容について,市民に問いかけ,市民の皆さんの意見を反映させるため,市民委員会主催で「自治基本条例を考えるフォーラム ~みんなで高松市の憲法を考えよう!~」を平成20年7月25日(金)に,市役所1階の市民ホールにおいて開催しました。自治基本条例に盛り込む内容として,市民委員会が取りまとめた条例体系骨子案について説明し,市民の皆さんから30件あまりの意見をいただきました。

PI(パブリック・インボルブメント)とは,政策作成の過程において,市民の 意見を吸い上げるために,市民の意思表明の機会をつくる試みです。

高松市自治基本条例(仮称)(案)の特徴

1 3つの主体の明確化

自治の主体である市民,行政,議会の3つの主体を明確に位置付け,それぞれの役割 と責務を定めました。

2 3つの基本原則

地方分権時代におけるまちづくりの観点から,次の3原則を基本原則としました。

(1) 情報共有の原則

まちづくりの進め方として,まず,市民が市政に参加しようとするときには,行政が所有する情報を知ることが必要です。市民,行政,議会が同じ情報を持つことが情報の共有であると考え,情報共有の原則としました。

(2) 過程明示の原則

市民が情報を知り、市政に参加し、施策の是非を議論するときには、既に決まった情報だけではなく、議論し決定するまでの過程についての情報も知る必要があることから、過程を明示することを原則としました。

(3) 参加・協働の原則

自治基本条例の中心となる原則で,これからのまちづくりには,市民が主体的に参加することや,市民,行政,議会それぞれの主体が,対等かつ自由な立場で,それぞれの違いと特性,社会的役割を踏まえて,協働で取り組むことが重要であると考え,参加・協働の原則としました。

高松市自治基本条例(仮称)の基本構造

市民委員会では,高松市自治基本条例(仮称)に盛り込みたい内容の骨子について, 次の基本構造に整理しました。

前文 2 総則 (1) 目的 (2) 条例の位置付け (3) 定義 (4) 基本原則 情報共有の原則 過程明示の原則 参加・協働の原則 市民主権と協働 (1) 市民参加の権利 (2) 権利の行使と責任の履行 (3) 市民の知る権利 (4) 情報公開制度 (5) 個人情報保護制度 (6) 市民参加の機会 (7) 協働のパートナーの育成 (8) 住民投票 (9) 総合計画の位置付け 行政の役割と責務 議会・議員の役割と責務 (1) 市長の職責 (1) 議会の責務 (2) 行政組織の編成 (2) 開かれた議会 ③ 職員倫理と意識 ③ 議員の責務 (4) 議員の情報公開 (4) クレーム処理 (5) 行政の説明責任 (5) 議員の研鑽 (6) 安全安心の優先確保 (7) 外部監査・行政評価 (8) 財政運営 連携と協力,改正等 (1) 国や近隣自治体との協力 (2) 本条例の進捗管理 (3) 改正・見直し

高松市自治基本条例(仮称)に盛り込みたい 内容と考え方

市民委員会では,高松市自治基本条例(仮称)に盛り込む内容と考え方について, 次のとおりまとめました。

1 前文

- ・高松市自治基本条例(仮称)に前文を置きます。
- ・前文には,日本国憲法の理念である国民主権の概念を入れること,市民と行政・市長と議会・議員の関係を整理すること,国際的視野も含め持続可能性のある地域社会を目指すこと,自覚し自立した市民像,責任を持って積極的にまちづくりに参加する市民像を書きます。

【考え方】

高松市自治基本条例(仮称)は,高松市の住民自治の基本理念や自治体運営の基本 原則などを定めるという条例制定の目的を明らかにすること,および条例が目指して いる理想を分かりやすく宣言し,住民自治のまちづくりを目指す市民の決意を表明す るため,前文を置くこととします。

また,市民委員会での議論の中で以下のキーワードが出てきたことから,このキーワードを踏まえた前文になることを望みます。

男女共同参画,安心安全なまちづくり,生きる権利,少子高齢化の取組, 医療制度の健全,環境との共生,自然との調和,地場産業の活性化, 観光の活性化,文化の創造

2 総則

(1) 目的

- ・市民主権を基本とし,市民,行政,議会の役割や関係を明らかにし,住民自治の基本 理念や自治体運営の基本原則を定めます。
- ・市民が主体的に市政に参加・協働するルールを定めます。
- ・住民自治の実現を図ります。

【考え方】

市民自らが自らの地域のことを考え決めていくことが,自治の基本であり,市民主権を基本とします。

市民は、代表として市長や議員を選挙によって選び、市政を信託しますが、市民が市政に参加することと、市民と行政、議会各主体の協働が基本になります。

(2) 条例の位置付け

・高松市の最高規範であり、この条例の趣旨を市民、行政、議会は最大限に尊重します。

【考え方】

自治基本条例は,住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則を定める条例で,最高規範として位置付けられます。このため,高松市の条例や規則等は,高松市自治基本条例(仮称)との間に矛盾がないように整合性を図っていく必要があります。

(3) 定義

・この条例において「市民」とは,次に掲げるものをいいます。ただし,住民投票の資格要件については,別に定めます。

高松市に居住する者

高松市に通勤・通学する者

高松市で事業を営み,または活動する団体

高松市に関心を持つ者

- ・「コミュニティ」とは、居住地や関心を共にすることで営まれる共同体であり、特に地縁に基づくコミュニティを「地域コミュニティ」として区別しています。高松市では、原則小学校区を単位として、地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まりであり、自治会をはじめとする地域の各種団体等を中心に構成されたものを「地域コミュニティ協議会」として認定しています。
- ・「行政」とは,高松市での地方自治法第138条の2に定める執行機関をいいます。 具体的には,高松市長,高松市教育委員会,高松市選挙管理委員会,高松市監査委員 など,独自の執行権限を持ち,その担任する事務の管理および執行に当たって自ら決 定できる機関を指しています。
- ・「協働」とは,市民,行政,議会それぞれの主体が,対等かつ自由な立場で,それぞれの違いと特性,社会的役割を踏まえて,共通の目標達成のため,共に取り組むことです。
- ・「参加」とは,市民が,市政に対して意思を表明し,行動することをいい,市の政策の立案,実施および評価に至る過程に,責任を持って主体的に関与する「参画」を含めます。

【考え方】

条例を解釈する上での共通認識を持つため,重要な用語の意義を明確に定めます。 「市民」では,市内に住む人はもちろんのこと,他市町から市内に通勤または通学 している人も,自治を担う責務と権利を有するという観点から「市民」と定義します。 また,個人のみならず法人その他の団体も自治を担う責務と権利を有するという観 点から「市民」と定義します。

さらに,高松市に関心を持つ人についても,多様な主体とのかかわりを持つという 観点から「市民」と定義します。

なお,住民投票の資格要件における「市民」の範囲については,別途住民投票条例で定めることとします。

「コミュニティ」では,高松市のコミュニティについての考え方も含めて説明しています。

「行政」では,高松市長,高松市教育委員会など,高松市の執行機関を指すものと 定義します。

「協働」では,市民,行政,議会各主体がそれぞれの機能に応じた役割分担をして,協働で公共的課題の解決に当たることを定義します。

「参加」では,市民が市政運営に主体的に加わることを定義します。なお,この「参加」には,意思形成にかかわるという意味の「参画」を含めます。

市民の定義 (自治基本条例課題別論点票)

1 概要	自治の主体と	自治の主体となる市民の範囲を定める。									
2 法的根拠	地方自治法 第十条 市町	なし(「住民」については,地方自治法第十条にて規定) 地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号) 第十条 市町村の区域内に住所を有する者は,当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。									
3 論点	広義の ^は > 狭	市民の範囲についてどう定めるか。 広義の場合(かかわりを有するすべての者) > 一般的な場合 > 狭義の場合(市の区域内に居住する者) 団体,事業者を含むか									
4 結論	る。ただ! を正確に 上か 20 オ	市民の概念については,高松市に関心を持つ人も含めた広い範囲とする。ただし,住民投票に係る資格要件については,投票に参加できる者を正確に把握する必要があるなどの理由により,住民票がある 18 才以上か 20 才以上の人と一定の制限を設けることとする。 高松市で事業を営み,または活動する団体を含むこととする。									
				[#6	2.15今=	まれるも					
	自治基本条例制定済他自治体	施行年月	在住者			市内で	市動業団体	備考			
	川崎市	H17.4						-			
	静岡市	H17.4						_			
	札幌市	H19.4						_			
	新潟市	H20.2						-			
	豊田市	H17.10						-			
	岐阜市	H19.4						-			
	大和市	H17.4						-			
	太田市	H18.4						-			
┃ ┃ 5 他自治体	平塚市	H18.10				-		-			
の状況等	三鷹市	H18.4						「事業者等」として 別に定義している。			
	帯広市	H19.4						-			
	さぬき市	H17.4	-	-	-	-	-	定義していない。			
	善善通寺市	H17.10						「生活の関わりを有す」 るすべての者」も加え ている。			
	丸亀市	H18.10				-		-			
	ニセコ町	H13.4	-	-	-	-	-	定義していない。ただ し,別規定に「町外の 人々との連携」あり。			
	自治基為	本条例制定	済みの	の自治	体の言	55,1	上から順	に , 政令指定都市			
	体(3市)),人口2	0万人	未満で	で先進	的と思	われる目	的と思われる自治 自治体(2市), 県			
							条例を制	<u> 制定したニセコ町</u>			
	<u>の各条例の内容を一覧表にまとめました。</u>										

(4) 基本原則

・基本原則として、「情報共有」、「過程明示」、「参加・協働」の3原則を位置付けます。

【考え方】

「情報共有の原則」とは,市民が市政に参加するために,行政から分かりやすく情報が開示されるだけでなく,市民,行政,議会が情報を共有することです。

「過程明示の原則」とは,市民に分かりやすく情報を提供する行政の説明責任が求められる中で,行政が施策等を決定する前の情報や,過程の公開もできる限り行なうことです。

「参加・協働の原則」とは,これからのまちづくりは,市民が主体的に市政に参加 するとともに,市民,行政,議会が,それぞれ独自の機能に応じた役割分担を行う 中で,対等かつ自由な立場で協働することにより,公共的課題を解決していくこと です。

3 市民主権と協働

(1) 市民参加の権利

- ・市民は,まちづくりの主体として,まちづくりに参加する権利を有します。
- ・市民参加の機会は公平公正に与えられることが大切です。

【考え方】

市民参加の権利は、市民がまちづくりに参加する権利です。

市民は,まちづくりの主体として,様々なまちづくりの活動を行ったり,市政に対して,意見を表明したり,提案することができます。まちづくりへの参加は,自発的,主体的に行われることを踏まえた上で,参加の機会は公平公正に与えられなければなりません。

(2) 権利の行使と責任の履行

- ・市民は,市政の立案,実施,評価の各段階において,積極的に参加します。
- ・市民は,まちづくりに参加する権利を行使するに当たっては,まちづくりの主体としての自覚と責任を持ちます。
- ・市民は,まちづくりを進める上での地域コミュニティの役割や位置付けを認識し,積極的に参加します。

【考え方】

市民には、まちづくりに参加する権利がある一方、まちづくりの主体として自覚し、できるだけ積極的にまちづくりに参加することが求められていると考えられます。また、権利の行使に当たっては、あくまでも自立した市民として、自らの責任の下、自主的自発的に行動しなければなりません。

また市民は、最も身近な地域の課題を互いに共有し解決を図る場として、地域コミュニティの役割や位置付けを認識し、できる限り参加することが求められます。

(3) 市民の知る権利

- ・市民には,市政運営に関する情報について,知る権利があります。
- ・行政は,市政運営に関する情報について,政策形成過程の段階もできる限り公開に 努めます。

【考え方】

市民の知る権利は情報共有の原則を形づくる重要な要素であるため、市政運営に関する情報の提供を求め、取得する権利として明確に定めます。

市政運営に関する情報のうち、政策の立案・実施・評価の各段階での情報を公開することが市民参加を進めるためには必要です。一方、政策形成過程を公開した場合、市民が現状や課題を理解しないまま、本当かどうかも分からない情報が錯綜して、混乱が生じてしまう恐れがありますが、行政はできる限り公開に努めます。

(4) 情報公開制度

・行政は,市政運営に関する市民の知る権利を保障し,行政文書をはじめとする市政情報の公開を公正かつ適正に進めます。

【考え方】

情報公開制度は、市民の知る権利を具体化する制度であり、行政は、市民の求めに応じて、積極的に市政の情報公開を行う必要があります。

【関連する高松市の主な条例等】

- ・高松市情報公開条例
- ・高松市行政資料閲覧規程

(5) 個人情報保護制度

・行政は,個人情報の重要性を認識し,その収集や利用,提供について適正に取り扱い ます。

【考え方】

行政は,円滑に市政を執行するため,多くの個人情報の収集,利用,提供を行っていますが,これらの個人情報の保護を十分に図る必要があります。

個人情報の取扱いに関し,市民の権利利益を侵害されることのないように,個人情報保護に対する市の基本的姿勢を明らかにするとともに,「高松市個人情報保護条例」により適正に取り扱う必要性があります。

【関連する高松市の主な条例】

・高松市個人情報保護条例

(6) 市民参加の機会

- ・行政は,市政に市民の意見を反映させるため,市政に参加しにくい状況にある人々への配慮を含め,広く市民が市政に参加できる機会を確保し,その制度の充実に努めます。
- ・行政は,政策決定過程における市民参加を促進するため,重要な政策等の立案に当たっては,その内容等を公開し,市民からの意見を求め,意見に対する考え方等を公表するとともに,提出された意見を考慮して意思決定を行います。
- ・行政は,政策の立案・実施・評価の各過程における市民参加を進めるため,審議会 などの附属機関に,公募委員を加えます。

【考え方】

市政に市民の意見を反映させるため、市民が市政に参加できる機会が確保されると ともに、多様な参加制度が整備されなければなりません。

高松市では、市の基本的な政策等を策定するとき、その策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、市民から提出された意見の概要および意見に対する市の考え方等を公表するパブリックコメントを実施しています。また、審議会等の附属機関に広く市民の意見を反映させるため、委員を公募することとしており、幅広い市民が委員として参加できるよう、より一層、公募委員の積極的登用を進めます。

【関連する高松市の主な要綱等】

- ・高松市パブリックコメント手続要綱
- ・高松市附属機関等の設置,運営等に関する要綱
- ・高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針
- ・高松市における審議会等委員への女性の登用推進要綱

(7) 協働のパートナーの育成

- ・行政は,市民の積極的な参加によるまちづくりを進めるため,地域コミュニティ協議会やNPOなどの団体を支援します。そして,市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。
- ・行政は、協働のパートナーを育成するため、学習機会の充実に努めるとともに、生 涯学習の視点から体系的な育成を図ります。

【考え方】

市民と行政がお互いをパートナーとして認め合い,協働による公共的課題の解決を 図ります。

今後,地域内分権が進んでいく中で,地域コミュニティ協議会や様々な市民活動団体などをまちづくりの担い手として位置付け,その育成を図る必要があります。

また,協働の担い手となる人材の育成は,体系的に実施することで,より大きな成果が得られると考えられることから,あらゆる世代を対象として様々な機会を提供していくことが重要です。

【関連する高松市の主な要綱等】

- ・平成20年度地域まちづくり交付金等交付要綱
- ・高松市地域コミュニティ構築に係る支援事業補助金交付要綱
- ・高松市地域コミュニティまちづくり活動支援事業補助金交付要綱
- ・NPOと行政との協働に関する基本方針・基本計画
- ・NPOと行政との協働を進めるための指針
- ・高松市協働企画提案事業実施に関する要綱

(8) 住民投票

- ・市民は,市政の重要事項について,住民投票を請求することができます。
- ・議会および市長は,市政の重要事項について,市民の意思を直接に確認し,市政に反映させる必要があるときは,住民投票を実施することができます。
- ・議会および市長は,住民投票の結果を尊重するとともに,住民投票の結果を踏まえ行った政策的判断について,市民に対して説明します。
- ・住民投票を実施する上で必要な事項は,別に条例で定めます。

【考え方】

市民主権の観点から,市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項について,市民が直接的に行政に対して意思表明を行い,その意思決定に参加することができるという市民参加を保障する住民投票制度について定めます。

議会および市長は,市政の重要事項について,市民参加の一つとして,直接市民の 意思を確認するため手段の一つとして,住民投票を実施することができます。

さらに,議会および市長は,市民生活に重大な影響を及ぼす重要事項について行われた住民投票の結果を尊重します。そして,<u>住民投票の結果を踏まえて行った</u>重要事項に関する政策的判断について,市民に対して説明を行わなければなりません。

また,住民投票の発議権や投票資格者の範囲など,住民投票を行うに当たっての具体的な事項は,別に条例で定めます。

なお,住民投票には,一定の条件を満たせば住民投票を行う常設型の住民投票制度と,必要に応じてその都度条例を制定する非常設型の住民投票制度がありますが,市民委員会においては,どちらの方式を採用するかについて言及しないこととしました。

住民投票(自治基本条例課題別論点票)

1 概要	して直接表明 位置付けでで 住民投票の	住民投票は ,特定の政策など一つのテーマに対する賛否を ,住民の意思として直接表明する制度であり ,かつ間接民主制を補完する参加の制度として位置付けできる。 住民投票の結果については ,議会や首長は ,その結果を尊重・参考にして , 的確な政策決定を行う。									
2 法的根拠	住民投票条例	なし。(地方自治法第74条にて,有権者の 1/50以上の者の連署にて 民投票条例などの条例制定を住民が長に対して直接求めることができる。 -だし,条例制定には議会の議決が必要。)									
3 論点	議会お。 住民投	市民から住民投票を請求できる規定を盛り込むのか。 議会および市長の側から住民投票を実施できるのか。 住民投票後の結果について,どう取り扱うのか。 住民投票の具体的事項については,条例に記載するのか。									
4 結論	項の で 直 さえ る設らい、込民る会市民る政民まのい、 もまにない、 もまにないので、 直 さえ る設らい、 もので、 もので、 もので、 もので、 もので、 もので、 もので、 もので	、所にいまりでは、いまでは、いまりでは、いまりでででは、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、	慧込ここ参は確こあつこに削」 思むつ行加,認つりい当は度の をこい正を言ない。 てお	的というをおすり、てこ、こ主的とてに保政るてま、っ一、民確には対障のたはた市て定必投にす、しず、しての要勢	に重大な影響を及 反映させる。 次の意思民では 次の意思民では 次で意味では できまり、会会が できまででででででででである。 できまれてでででででででである。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	行 ら、で で で で ま で ま き に に に に に に に に に に に に に	住民投票制度 思としたまのとすのようで にるとすのするにを にるとうのとすのるるで ですのにを とっとるにを とっとるでける。 でければ にました。 では ではない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、				
	自治基本条 住民投票の項目について 例制定済他 施行年月 常設 非常設 具体的な要例					結果の 取扱い	備考				
	川崎市	H17.4			-	尊重	川崎市住民投票条 例(H20.6制定)				
	静岡市	H17.4	-	0	-	規定なし	-				
	札幌市	H19.4	-	0	-	尊重	-				
	新潟市	H20.2	-	0	-	尊重	-				
	豊田市	H17.10	-	0	-	尊重	-				
5 他自治体 の状況等	大和市	H19.4 H17.4	0	-	- 市に住所を有する 満 16 歳以上の者総 数の 1/3 以上	尊重	- 大和市住民投票条 例(H18.10 . 1 施行)				
~>·\\\\\	太田市	H18.4	-	0	-	尊重	-				
	平塚市	H18.10	-	0	-	尊重	-				
	三鷹市	H18.4	-	0	市に住所を有する 満 18 歳以上の者総 数の 1/50 以上で条 例案を添えて請求	規定なし	-				
	帯広市	H19.4	-	0	-	尊重	-				
	さぬき市	H17.4	-	0	-	規定なし	-				
	善通寺市	H17.10	-	0	-	尊重	意見交換の場を設ける。				
	丸亀市	H18.10	-	0	-	尊重 規定なし	-				
	ニセコ町		-								

(9) 総合計画の位置付け

- ・<u>行政は、</u>総合計画の策定に当たっては,あらゆるプロセスにおいて,市民が参加できる機会の充実に努めます。
- ・<u>行政は</u>、総合計画を効果的かつ着実に推進するため,適切な進行管理を行うとともに, その結果を定期的に市民に分かりやすく公表します。

【考え方】

地方自治法第2条第4項の規定により総合的かつ計画的な行政運営を図るため,議会の議決を経て基本構想を策定し,これに即して事務処理を行うよう定められています。

そこで,総合計画の策定や進行管理を行うに当たって,市民への参加機会の充実や 情報提供に努めることについて定めます。

総合計画の策定に当たっては、市民が多様な方法で参加できるように機会の充実に 努める必要があります。

また,総合計画を効果的かつ着実に推進するため,市民参加の下で,適切に進行管理を行い,結果を分かりやすく定期的に市民に公表するなどの取組が重要です。

【関連する高松市の規程】

・高松市総合計画の策定および実施規程

4 行政の役割と責務

(1) 市長の責務

- ・市長は,行政の最高責任者として職務を遂行します。
- ・市長は,市民の信託に応え,法律に基づく権限等を適正に行使し,公正かつ誠実な 市政運営に努めます。

【考え方】

市長は行政の最高責任者であることを明確にします。

また、市民委員会では、 しっかりした高松市のビジョンを持ってほしい、 市民の声を聞き、市民の目線で考えてほしい、 情報公開をきちんと行ってほしい、 健全な財政運営をしてほしい、 国や県とのパイプ役になってほしいなど、市長に対する期待の大きさを表す意見が多く出たことから、市民の信託に応え市政運営を行うことが責務であると言えます。さらに、法律によって、それを実現できる特別な権限等が与えられていることから、その権限等を適正に行使し、公正かつ誠実な市政運営に努めるよう求めます。

【関連する高松市の主な条例】

・高松市長の資産等の公開に関する条例

(2) 行政組織の編成

・市長<u></u>組織<u>をの</u>編成<u>するに際し</u>,個別の事案によっては,従来の縦割りの組織以外に, 横断的に対応できる組織を作ることができます。

【考え方】

行政組織の縦割りによる弊害によって,市政の企画・実施が滞らないようにしなければなりません。そのため,個別の事案によっては横断的な組織を作ることができる旨を明記し,今までなかった制度的な裏付けを与えます。

【関連する高松市の主な条例】

・高松市事務分掌条例

行政組織の編成(自治基本条例課題別論点票)

1 概要		市政の企画・実施にあたり重要な役割を担っている行政(執行機関)の 組織や機能のあり方を明確にします。									
	地方自治法第138条の3										
	普通地方公共	団体の執	行機関の	組織は,	普通地方	公共団体の	の長の所轄の				
2 法的根拠	 下に,それぞれ	明確な範	囲の所掌	事務と権	限を有す	る執行機関	関によって,				
	系統的にこれを						,				
	3,1,100,100	11-37-20 - 001	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								
3 論点	横断的な組	織編成を	可能にす	る旨を盛	り込むの	か。					
4 結論		市長は従来の組織とは別に,個別事業に対して横断的に対応できるプロジェクトを作ることができる旨を盛り込むこととした。									
				# <i>1</i>	ント						
	自治基本条 例制定済他 自治体	施行年月	市民に 分かり やすい	機能的(効率的)	組織横断	社会経済情 勢の変化等 への対応	備考				
	川崎市	H17.4	-		-		-				
	静岡市	H17.4	-	-	-	-	記載なし				
	札幌市	H19.4	-	-	-	-	記載なし				
	新潟市	H20.2	-		-		不断の見直し				
	豊田市	H17.10	-				-				
5 他自治体	岐阜市	H19.4	-	-		-	-				
の状況等	大和市	H17.4			-	-	-				
	太田市	H18.4	-	-	-	-	記載なし				
	平塚市	H18.10	-	-		-	-				
	三鷹市	H18.4			-		-				
	帯広市	H19.4			-		-				
	さぬき市	H17.4	-	-	-	-	記載なし				
	善通寺市	H17.10	-	-		-	常に見直す				
	丸亀市	H18.10			-		常に見直しに 努める				
	ニセコ町	H13.4			-		-				

(3) 職員倫理と意識

・職員は,職務の遂行に際し,法令及び条例等を遵守するとともに,公正,誠実かつ 効率的に職務を遂行しなければなりませんするよう努めます。。

【考え方】

法令遵守等といった公務員として当然求められる規定を記載します。これにより, 市職員が自治の重要な担当者であることを意識させます。

【関連する高松市の主な規程等】

- ・高松市職員服務規程
- · 高松市人材育成基本方針
- ・さわやかサービス推進チーム 設置要綱
- ・高松市職員の懲戒処分の基準
- ・飲酒運転防止対策基本マニュアル

(4) クレーム処理

・行政は,市民からのクレームに対して,速やかに誠実に対応します。

【考え方】

市民からの苦情等に対して的確な対応を図り、サービスの改善に活かしていくことは重要です。そこで、市民からの苦情等に対する応答義務(速やかに事実関係を調査し、誠実に答える義務)を定めます。

また,市の意思決定が必要となる重要な要望等については,記録表の作成等を定めた「職務に関する要望等の取扱いに関する要綱」によることとします。

【関連する高松市の主な条例等】

- ・高松市行政手続条例
- ・高松市聴聞に関する規則
- ・職務に関する要望等の取扱いに関する要綱

クレーム処理 (自治基本条例課題別論点票)

 1 概要	市民からの意見,要望,苦情等に対する応答義務等を規定します。									
2 法的根拠	なし。									
3 論点	苦情等に対する応答責任について									
4 結論	苦情等に対しては , 速やかに誠実に対応する旨を盛り込むこととした。									
	自治基本条 例制定済 施行年月 応答責任の有無 他自治体 について									
	川崎市 H17.4									
	静岡市 H17.4 (努力規定) -									
	札幌市 H19.4									
	新潟市 H20.2									
	豊田市 H17.10 (努力規定) -									
_	岐阜市 H19.4									
5 他自治体 の状況等	大和市 H17.4									
ᄭᄿᄱ ᆿ	太田市 H18.4									
	平塚市 H18.10 -									
	三鷹市 H18.4 (オンブズマン の設置)									
	帯広市 H19.4									
	さぬき市 H17.4									
	善通寺市 H17.10									
	丸亀市 H18.10 -									
	ニセコ町 H13.4 -									

(5) 行政の説明責任

・行政は,市政運営に関する情報について,市民に分かりやすく説明するよう努めます。

【考え方】

行政の説明責任は,市民が市政に参加するために前提となる制度です。

また,市政は市民の信託を受けて行われていることから,行政は信託者である市民 に対して説明する義務を持っていると考えられるため,ここに定めます。

なお,結果及び財政状況については,すべて分かりやすく説明するよう求めます。

行政の説明責任(自治基本条例課題別論点票)

1 概要		市民参加や市民と行政 ,議会との協働および情報の共有化を進める上での前 提となる説明責任について明記する。										
2 法的根拠	なし。											
3 論点		情報の提供だけでなく,説明責任も明記するのか。 市民にどのように説明するのか。										
4 結論	も分かり! 提供する [†] 行政は	行政が提供している情報を市民はあまり知らないし,また,知らされても分かりにくいと市民が感じている。そのため,情報の提供だけでなく,提供する情報の説明責任も明記すべきである。 行政は,結果と財政状況に関する情報については,分かりやすく市民に説明することを盛り込んでほしい。										
		1	44-			1 44 -	- // \	Γ	1			
	自治基本条例	14/- 1- 1-		月責任)		の仕方	,44.44.				
	制定済他市	施行年月	明記	そ の 他	対象となる情報	分かり やすく		備考				
	川崎市	H17.4	-	(提供)	市民生活に必要な情報		-	-				
	静岡市	H17.4		-	市政に関する施策		-	-				
	札幌市	H19.4	-	(提供)	政策の立案,実施,評価等 の各段階における情報	-		適切な情報 伝達手段を 用いる				
	新潟市	H20.2		-	施策及び事業の実施に当 たりその立案,実施及び評 価の各段階		-	-				
	豊田市	1回のてれてれの週程					-	-				
	岐阜市	岐阜市 H19.4 - 政策の立案から実施を経 て評価に至るまでの過程					-	-				
	大和市	H17.4		-	政策形成等に関する事項		-	-				
5 他自治体 の状況等	太田市	H18.4		-	市の仕事の企画立案,実施 および評価のそれぞれの 過程における経過,内容, 効果および手続		-	-				
	平塚市	H18.10		-	政策の立案 , 実施及び評価 の各過程	-	-	-				
	三鷹市	H18.4		-	計画の策定及び事業の実施にあたって掲げた目標における達成の有無及び達成状況等の結果		-	-				
	帯広市	H19.4		-	市の実施する施策		-	-				
	さぬき市	H17.4		-	施策の立案,決定及び実施に当たって,その必要性と 妥当性	-	-	-				
	善通寺市	H17.10		-	市の行政に関する事項		-	-	1			
	丸亀市	H18.10		-	政策の立案,実施及び評価 に至る過程において,その 経過,内容,効果等		-	-				
	ニセコ町	H13.4		-	企画立案,実施及び評価の その過程おいて,その経 過,内容,効果及び手続		-	-				

(6) 安全安心の優先確保

・行政は,安全安心の優先確保のため,危機管理体制を整備します。また,災害時においては,迅速な財政支出を行うこととします。

【考え方】

災害時においては、さまざまな状況に柔軟に対応できる危機管理体制を整備しておくことが重要です。

また,通常時と異なり,災害時には,災害対応に要する財政支出をしなければならないことから,プライマリーバランスを十分考慮した財政運営の例外として定めます。

【関連する高松市の主な計画等】

- · 高松市地域防災計画
- ・高松市水防計画

(7) 外部監査・行政評価

- ・行政は,別に条例で定めるところにより,外部監査を実施し,公表します。
- ・行政は,効果的・効率的な市政運営を行うため,行政評価を実施します。評価の実施 にあたっては,市民参加の手法を取り入れた外部評価を行い,公表します。

【考え方】

平成9年の地方自治法の一部改正により,外部監査契約に基づく監査制度が創設されました。高松市では,平成11年から「高松市外部監査契約に基づく監査に関する条例」により,外部の専門的知識を有する外部監査人により,財務に関する事務の執行などについて外部監査を実施しています。

行政評価は,効果的・効率的な市政運営のために不可欠です。高松市では,平成13年度から,市の事業を客観的な数値指標で評価し,その結果を予算編成等に反映する事務事業評価を行っています。 さらに,また,平成17年度からは,外部評価(第三者評価)も行っています。*今後,さらに,この行政評価を充実させます。*

【関連する高松市の主な条例等】

- ・高松市外部監査契約に基づく監査に関する条例
- ・高松市事務事業評価要綱

外部監査(自治基本条例課題別論点票)

1 概要	公正で信頼のおける行政運営を推進するため,監査委員や外部監査制度による監査を実施することを定めるもの。 外部監査制度は,地方公共団体と契約を締結した公認会計士,弁護士などの外部の専門家が,地方公共団体の財務に関する事務執行などについて 監査を行い,その結果を報告するもので,包括外部監査と個別外部監査の2つの制度がある。								
2 法的根拠	地方自治法第252条の27等において,「外部監査契約」,「包括外部 監査契約に基づく監査」,「個別外部監査契約に基づく監査」について規定 されている。 包括外部監査は,包括外部監査人が自ら選定した財務に関する事務の執 行等のうち必要であると認める特定の案件を,年1回以上行う監査であり, 個別外部監査は,議会,市長または市民から事務監査請求や住民監査請求 などがあった場合,監査委員に代えて個別外部監査人が行うことができる 監査である。								
3 論点	外部監査の実施を項目として規定するか								
4 結論	別に条例の定めるところにより,外部監査を実施し,公表することを 条例に盛り込むこととする。								
5 他自治体 の状況等	制定済他市 川崎市	委員による監査							

行政評価(自治基本条例課題別論点票)

		行政評価は	,政策(放	拖策,事務	事業も含	む)につ	いて,あり	らか	 じめ設定し
		た基準や指標	に照らし ⁻	て ,成果や	達成度,	市民の満	足度等を	判定	するもので
		ある。							
		これまでは	, サービ	ス提供側が	いらみて,	どれだけ	かコスト	(-	5算や職員)
1	概要	が投入された	か , どれた	ごけの成果	₹(施設の	建設数 <u><i>等</i></u>	() が出た	かが	評価の基準
		となっていた	が , 行政詞	平価は , サ	ービスの	受け手側	からみて	بح, ك	れだけの効
		果があったか	を考える	もので ,効	率性や費	用対効果	の発想を	自治	体運営に取
		り入れ,市民	に対して行	亍政活動σ)中身を説	明し ,そ	の点検・誇	評価	を基に行政
		活動全体を改	善・改革	するための	D手法であ	る 。			
		なし。							
2	法的根拠	国は「行政	機関が行	う政策の記	平価に関す	る法律」	(政策評价	西法) に従って
		実施している	0						
		行政評価	を規定する	るか					
3	論点	規定する	際の内容	・評価の	D目的				
	H四 7777			・評価の	D実施				
				・評価の	D公表,市	民参加			
		効果的 烧	効率的な市	政運営の	ため 行政	対評価を実	፪施するこ	とを	を規定する。
4	結論	市民参加	の手法を	取り入れる	た外部評値	面を行い	, 公表する	るこ	とを盛り込
		む。							
		5		/= T/ +T /T	15.65				
		自治基本条例	施行年月	行政評価 の実施	施策への 反映	公 表	市民参加	7	その他
		川崎市	H17.4				_	_	
		静岡市	H17.4				_	_	
		札幌市	H19.4						外部評価
		新潟市	H20.2				_	_	N Men I Im
		豊田市	H17.10		_		_	_	
	11. 1. 54. 11	岐阜市	H19.4	_	_		_	_	
5	他自治体	大和市	H17.4		_		_		別条例
	の状況等	太田市	H18.4					_	75575775
		平塚市	H18.10				_	_	
		三鷹市	H18.4				_	_	
		帯広市	H19.4					-	
		さぬき市	H17.4	_	-		_	-	
		善通寺市	H17.10	-	-	_	-	-	
		丸亀市	H18.10					_	
		ニセコ町	H13.4			_		_	
			1110.4					<u> </u>	

(8) 財政運営

- ・行政は,プライマリーバランスを十分考慮した予算編成に努め,健全な財政運営を図ります。
- ・行政は、予算、決算および財政状況を分かりやすく公表します。

【考え方】

厳しい財政状況が続く中,健全財政確保のためには,プライマリーバランスを十分 考慮した予算を編成することが大切です。

また,地方分権社会に対応した行財政運営を進めていくためには,市民の理解と協力が必要です。そこで,市民に対して,予算,決算や財政状況に関する各種データを分かりやすく公表します。高松市では,平成20年度からは,新たに予算編成過程を市ホームページで公開しています。

【関連する高松市の主な計画等】

- ·第4次高松市行財政改革計画
- ·財政運営指針
- · 予算編成方針
- 予算編成過程の公開
- ・補助金・交付金一覧公開

5 議会・議員の役割と責務

(1) 議会の責務

- ・議会は,条例の制定や予算<u>・決算</u>等の議決,政策提案等を行うとともに,行政の活動を監視します。
- ・議会は,活発に自由な討議を行い,十分な審議を尽くすとともに,広く市民の意見を 聞き,政策の決定に適切に反映させます。

【考え方】

市民の代表として議会が果たすべき責務を、機能と活動原則の観点から明らかにします。

まず,議会は,地方自治法の規定に基づき,条例の制定や改廃,予算<u>・決算</u>の議決等を行うとともに,行政との適切な緊張関係を保ち,行政をチェックする機能を持つ必要があります。

次に,議会は,討論の場であるとの認識から,議員相互間の活発な自由討議を中心に運営するとともに,信託されている市民への情報提供を行う中で,広く市民の意見を聞き,政策の決定に適切に反映させなければなりません。

【関連する高松市の主な条例等】

・高松市議会委員会条例

・高松市議会会議規則

(2) 開かれた議会

- ・議会は,市政における議論の内容を積極的に市民に提供し,市民に分かりやすく,開かれた議会運営に努めます。
- ・議会は,重要な意思決定を行う場合には,公聴会制度や参考人制度を活用し,専門家の意見を取り入れるなど,市民の意見を求め,これを意思決定に反映させるように努めます。

【考え方】

議会運営のあり方として、審議の透明性を確保すること、信託されている市民への 情報提供を行うこと、広く市民の意見を聞くことが重要です。

そこで,議会は,市民に身近な存在となるために,議会の中でどのような審議を行っているか,市民に対して積極的に公開するよう努める必要があります。

また,議会は,必要に応じて地方自治法で定める公聴会制度,参考人制度を活用し,専門家の意見を取り入れるなど,広く市民の意見を聞くよう努める必要があります。

議会の役割と責務(自治基本条例課題別論点票)

に対する意見表明などを行う権限がある。また,議会には,その権限を行うするために,多様な市民意見や市の置かれている状況等をもとに十分な議論を行い,適切に市民の意見を反映させ市の将来を見据えた的確な結論を導き出すことが求められている。なお,地方自治法では、議会について,条例の制定又は改廃,予算の決定等の議決・市政運営を監視するために,市の事務に関する検査権で同いて定めている。第89条議会の設置,第96条議決事件,第97条選挙,予算の増加を抵抗して、第89条議会の設置,第96条議決事件,第97条選挙,予算の指権について定めている。第89条議会の設置,第96条議決事件,第99条意見書の提出第100条議会の調査権,政府刊行物の送付,図書室の附置,第109条第115条議事公開の原則及び秘密会,第100条特別委員会第110条。接近以上,地方自治法)など。議会の機能や運営のあり方,情報の公開などの観点から,市民の代表としての議会が果たすべき役割と責務をどう盛り込むのか。市民の代表として議会が果たすべき役割と責務をとの盛りないの方。市民の代表として議会が果たすべき役割と責務を明らかにするため議会の機能や活動原則,市民との情報共有や市民参加について,条例に応じることにあるが果たすべき役割と責務を明らかにするため、一般能や活動原則,市民との情報共有や市民参加について,条例にごとにする。と、対議会は,地方自治法の規定に基づき,条例の制定や改廃,予算・決算の議決等を行うとともに,行政との適切な緊張関係を保ち,行政をチェックすること。 4 結論 4 結論 4 結論 4 結論 6 施言を持ているといては,次のとおりとする。ア議会は,地方自治法の規定に基づき,条例の制定や改廃,予算・決算の議決等を行うとともに,行政との適切な緊張関係を保ち,行政をチェックすること。 第6条を行うとともに、行政との適切な緊張関係を保ち、行政をチェックすること。方法を対して、表別の制定を関していて、ことに、市民に対して、表別の制定を対して、表別の制定を対して、表別の制度を対し、表別の制度を対して、表別の制度を表別の表別を表別の対して、表別の表別の表別の表別の表別の表別を表別の表別の表別の表別を表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別を表別の表別の表別の表別の表別を表別の表別を表別の表別の表別を表別の表別の表別を表別の表別を表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表										
2 法的根拠	1 概要	に活用し,市政における重要な意思決定,行政に対するチェック機能,国等に対する意見表明などを行う権限がある。 また,議会には,その権限を行使するために,多様な市民意見や市の置かれている状況等をもとに十分な議論を行い,適切に市民の意見を反映させ,市の将来を見据えた的確な結論を導き出すことが求められている。 なお,地方自治法では,議会について,条例の制定又は改廃,予算の決定,決算の認定等の議決,市政運営の基本的な事項を議決する権限について定めており,また,市政運営を監視するために,市の事務に関する検査権や調査								
1 日本の	2 法的根拠	第100条 議会の調査権,政府刊行物の送付,図書室の附置,第109条 常任委員会,第109条の2 議会運営委員会,第100条 特別委員会, 第115条 議事公開の原則及び秘密会,第120条 会議規則,第123								
会の機能や活動原則,市民との情報共有や市民参加について,条例に盛り込むことにする。 盛り込みたい内容については,次のとおりとする。 ア 議会は,地方自治法の規定に基づき,条例の制定や改廃,予算・決算の議決等を行うとともに,行政との適切な緊張関係を保ち,行政をチェックすること。 イ 議会は,議員相互間の活発な自由討議を中心に運営するとともに,市民への情報提供を行う中で,広く市民の意見を聞き,政策の決定に適切に反映させること。 ウ 議会は,市民に身近な存在となるために 議会の中での審議について市民に対して積極的に公開していくこと。 エ 議会は,必要に応じて地方自治法で定める公聴会制度,参考人制度などを活用し,様々な場面で広く市民の意見を聞くこと。 自治基本条例制定済他自治体 別崎市 H17.4 - - - -	3 論点	議会の機能や運営のあり方,情報の公開などの観点から,市民の代表としての議会が果たすべき役割と責務をどう盛り込むのか。								
例制定済他 自治体 施行年月 日治体 役割 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	4 結論	盛り込みたい内容については,次のとおりとする。 ア 議会は,地方自治法の規定に基づき,条例の制定や改廃,予算・決算の議決等を行うとともに,行政との適切な緊張関係を保ち,行政をチェックすること。 イ 議会は,議員相互間の活発な自由討議を中心に運営するとともに,市民への情報提供を行う中で,広く市民の意見を聞き,政策の決定に適切に反映させること。 ウ 議会は,市民に身近な存在となるために,議会の中での審議について,市民に対して積極的に公開していくこと。 エ 議会は,必要に応じて地方自治法で定める公聴会制度,参考人制度な								
帯広市 H19.4 - - さぬき市 H17.4 - 善通寺市 H17.10 「会議公開の原則」の項目あり 丸亀市 H18.10 - 二セコ町 H13.4 「議会の会議」、「会議の公開」の項目あり		例制定済他 自治体施行年月 役 割 責 務 備 考川崎市 H17.4-静岡市 H17.4-札幌市 H19.4「市民に開かれた議会」の項目あり新潟市 H20.2「市民に開かれた議会」の項目あり豊田市 H17.10-岐阜市 H19.4-大和市 H17.4-本田市 H18.4-平塚市 H18.10-三鷹市 H18.4「市議会の立法活動,調査活動等」の項目あり帯広市 H19.4-さぬき市 H17.4-善通寺市 H17.10「会議公開の原則」の項目あり丸亀市 H18.10-								

(3) 議員の責務

- ・議員は,地域の課題や市民の意見を把握し,市政全体の観点から的確な判断を行うことにより,議会が機能を発揮できるよう努めます。
- ・議員は,市民全体の代表者として,高い倫理観の下,誠実に職務を行い,自らの発言 や行動に責任を持ちます。

【考え方】

市民の代表者である議員について,議会の責務とは別に,議員個人として果たすべ き責務を明らかにします。

まず,議会の活動を担っている議員は,地域における活動や市民との対話を通じて 地域の課題や市民の意見を把握し,市政全体の観点から的確な判断を行うことにより, 議会の機能が発揮できるよう努めることが重要です。

また,議員は,誠実に職務を行うとともに,市民の信託を受けた者として,その発言や行動に責任を持つ必要があります。

【関連する高松市の主な条例】

· 高松市議会議員政治倫理条例

(4) 議員の情報公開

・議員は,議員としての活動や政策決定について,様々な方法で,分かりやすく市民に 伝えることにより,市政に関する情報の共有に努めます。

【考え方】

市民の代表である議員は、自らの活動を通じて、市民に議会活動の状況や政策決定の経過を分かりやすく伝え、市政運営に関する情報について市民と共有することが重要です。

(5) 議員の研鑽

- ・議員は,政策形成能力の向上のため,自己の研鑽に努めるとともに,市民の代表として,市民全体の福祉の向上のために発言・活動します。
- ・議員の情報収集や政策立案を補助する組織として,議会事務局体制の充実・強化を図ります。

【考え方】

社会経済情勢の変化,分権型社会の進展に伴い,広範な知見を求められる議員は, 市政についての研鑽を高め,政策形成能力の向上に努める必要があります。

そこで,議員は,市政についての研鑽を高め,政策形成能力の向上に努めるとともに,市民全体の利益のために発言しし活動しなければなりません。

また、行政は、議員の情報収集、政策立案の支援を行う事務局体制の整備に努める

必要があります。

【関連する高松市の主な条例】

・高松市議会政務調査費の交付に関する条例

議員の役割と責務(自治基本条例課題別論点票)

1 概要	議会は,二元代表制の一翼を担う立場にあり,議決その他の行為を通じて市民意見を代表しており,議会の活動を担っている議員には,地域における活動などを通じて地域の課題や市民の意見を把握し,市政全体の観点から的確な判断を行うことにより,議会の機能が発揮できるようにすることが求められている。そのためには,より一層の政策形成能力等の向上を図る必要がある。また,議員は,自らの活動を通じて,市民に議会活動の状況を分かりやすく伝え,市政運営に関する情報についても市民と共有する必要がある。なお,議員について,地方自治法では,任期,兼職・兼業の禁止,議案提出権,辞職等を定めている。
2 法的根拠	第91条 市町村議会の議員の定数,第92条 兼職禁止,第92条の2 議員の兼業禁止,第93条 議員の任期,第103条 議長,副議長, 第104条 議長の権限,第112条 議員の議案提出権,第114条 議 員の請求による開議,第117条 議長及び副議長の除斥,第126条 議員の辞職(以上,地方自治法)など。
3 論点	議会の役割と責務とは別に ,議員個人として果たすべき役割および責務をどう盛り込むのか。
4 結論	議員が果たすべき役割と責務を明らかにするため、議員の責務や活動原則、市民との情報共有や議員の政策形成能力の向上について、条例に盛り込むことにする。 盛り込みたい内容については、次のとおりとする。 ア 議員は、地域における活動や市民との対話を通じて地域の課題や市民の意見を把握し、市政全体の観点から的確な判断を行うことにより、議会の機能が発揮できるようにすること。 イ 議員は、誠実に職務を行うとともに、市民の信託を受けた者として、その発言や行動に責任を持つこと。 ウ 議員は、自らの活動を通じて、市民に議会活動の状況や政策決定の経過を分かりやすく伝え、市政運営に関する情報について市民と共有すること。 エ 議員は、市政についての研鑽を高め、政策形成能力の向上に努めるとともに、市民全体の利益のために発言・活動すること。 オ 議員の情報収集、政策立案の支援を行う事務局体制の整備に努めること。
5 他自治体 の状況等	自治基本条例制定済他自治体 施行年月 役割 責務 備考 川崎市 H17.4 H19.4 無済市 H20.2 世田市 H17.10 世阜市 H19.4 大和市 H17.4 大和市 H18.4 平塚市 H18.10 三鷹市 H18.4 市 H19.4 市 H17.4 市 H17.4 市 H17.4 市 H18.10 市 H17.4 市 H18.10 市 H17.10 市 H18.10 市 H18.10 </td

6 連携と協力, 推進改正等

- (1) 国や近隣自治体他の地方公共団体との協力
- ・<u>行政は,</u>共通する課題の解決を図るため,近隣自治体など他の自治体,市町村,</u>県 国と連携に努めます。

【考え方】

環境問題や災害時の危機管理など,市単独では対応が難しい課題が多くなってきています。そこで,市単独では解決が困難な課題,共同で取り組むことにより効果が見込める課題などの解決のため,近隣自治体など他の自治体,市町村,</u>県,国と連携に努めることを明らかにします。

【関連する高松市の主な会議等】

- ・香川県・高松市政策連携会議
- ・西日本中央連携軸沿線都市連携事業
- ·香川中央拠点都市整備事業

(2) 本条例の推進進捗管理

・<u>行政は,</u>自治基本条例に基づく,自治の<u>推進</u>進捗状況について,市民側からのチェック機能が働く委員会を設置します。

【考え方】

自治基本条例がどれくらい守られているか,また具体化されているかを検証することが重要です。そのため,委員会の設置について定めます。この委員会は,公募委員を含めた市民で構成し,自治基本条例に基づく,自治の推進,進捗状況を検証,評価する機関で,自治基本条例により実効性を持たせます。

(3) 改正・見直し

・<u>行政は</u>,施行後4年を超えない期間ごとに,社会情勢の変化などに対応して,本条例 を見直します。

【考え方】

社会情勢の変化などにより,この条例をより時代にあったものとするため,定期的に見直すことを定めます。見直しの期間については,市長,議員の任期中に一度は見直しができるよう4年を超えない期間ごととします。

改正・見直し(自治基本条例課題別論点票)

	初 東川子 エハコ		こにな回るロボールルギャクラ	のは火砂のフェー	
1 概要	役割を十分に果たすように条例の見直しや改善を行うのは当然のことであ スが、まって明天的な規定を署くことで見直し等を確実に実施することを担保				
1 100女	るが、あえて明示的な規定を置くことで見直し等を確実に実施することを担保 するものです。				
2 法的根拠	なし				
2 - 本上	条例の見直	 īしの必要 [,]	 性について		
3 論点	条例の見直	直しの期間	について		
	社会情勢の)変化など	により、この条例をより時代に	あったものとする	た
4 結論	め,見直しを				
	見直しの期 う4年を超え		ては ,市長 ,議員の任期中に一度 ボレオス	は見直しができる	よ
	フ4十を辿ん	しない説問	CC900		
	自治基本条例 制定済他市	施行年月	改正・見直し関連項目	備考	
	川崎市	H17.4	-	-	
	静岡市	H17.4	市民自治推進審議会に諮問。	市長は ,市民自治推 進審議会を設置。	
	札幌市	H19.4	5年を超えない期間ごとに市民の意見を聞いたうえで検討し,その結果に基づいて必要な措置を講じる。	-	
	新潟市	H20.2	条例施行後 5 年以内に必要な見直し を行う。	検討委員会を設置。	
	豊田市	H17.10	-	-	
	岐阜市	H19.4	見直しに当たっては,住民自治推進 審議会に諮問する。	-	
- 41 - 41	大和市	H17.4	-	-	
5 他自治体 の状況等	太田市	H18.4	社会経済情勢などの変化があった場合,市民の意見を踏まえ,必要な措置を講じる。	条例施行後4年を 越えない期間ごと に市民主体の検討 委員会を設置。	
	平塚市 H18.10	-	-		
	三鷹市	H18.4	-	-	
	帯広市	H19.4	施行の日から5年を超えない期間ご とに検討する。	-	
	さぬき市	H17.4	条例制定後4年ごとに検証する。ただし,著しい社会情勢の変化があった場合は,この限りでない。	-	
	善通寺市	H17.10	施行後4年を超えない期間ごとに検討する。	-	
	丸亀市	H18.10	施行の日から5年を超えない期間ご とに検討する。	-	
	ニセコ町	H13.4	条例施行後4年を超えない期間ごと に検討する。	-	

資料

1 高松市自治基本条例を考える市民委員会の検討経過

回	開催日		検 討 内 容
第 1 回	平成20年 2月28日(木)	今後の運営に ついて	委員長および副委員長選出
第 2 回	3月18日(木)	ワークショ フークショ	ワークショップ ・「理想の高松市民とは」 「問題は何だろう」 「問題点の解決として考えられること」
第 3 回	3月26日(水)	ッ プ テーマ 形 「行政」	ワークショップ ・「理想の地方行政組織(高松市)とは」 「地方行政組織(高松市)はどこが問題だろう」 「具体的にこうすればどうだろう」
第 4 回	4月10日(木)	に テーマ 討 「市長」, 「市議会議員」	ワークショップ ・「市長に期待することは」 ・「市議会議員に期待することは」 「成すべきこと」,「期待されること」
第 5 回	4月23日(水)	条例骨子の全体構造	これまでのワークショップを踏まえて項目を整理
第 6 回	5月8日(木)	を検討	し,条例骨子の全体構造を討議
第 7 回	5月21日(水)	条例骨子の全体構 造を修正	条例骨子(試案 v1.2) について討議
第8回	6月5日(木)		条例骨子(試案 v2.0)の個別項目について討議・第1章総則,第2章市民主権と協働
第 9 回	6月25日(水)		条例骨子(試案 v2.0)の個別項目について討議・§12住民投票
第10回	7月3日(木)	条例骨子の項目を 検討	条例骨子(試案 v2.1)の個別項目について討議 ・§13総合計画の位置付け,第3章行政の役割と 責務
第11回	7月9日(水)	נים אר	条例骨子(試案 v2.1)の個別項目について討議 ・§23外部監査,§24財政運営, ・第4章議会の役割と責務
第12回	7月16日(水)		条例骨子(試案 v2.2)の個別項目について討議 ・第4章議会の役割と責務 ・第5章連携・協力,第6章その他
フォーラム	7月25日(金)	「市民委員会主催自治基本条例を考えるフォーラム~みんなで高松市の 憲法を考えよう!」を市役所1階市民ホールにおいて開催	
第13回	8月20日(水)		
第14回	9月24日(水)	提言書の検討	
第15回	10月8日(水)		

2 高松市自治基本条例を考える市民委員会委員等名簿

(50音順)

	区分	氏 名	後 職 等 <u>所 属 等</u>
1	委 員	池田 幸恵	四国EPO(四国環境パートナーシップオフィス)所長
2	"	泉 満	高松市PTA連絡協議会副会長
3	"	上枝 秀則	高松市地域コミュニティ協議会連絡会法制運用班班長
4	"	植松 信子	(公募)
5	"	太田富雄	(公募)
6	"	大野 繁美	高松市地域コミュニティ協議会連絡会法制運用班書記
7	"	小野 美津子	高松市地域コミュニティ協議会連絡会自立促進班副班長
8	"	葛西裕一	社団法人高松青年会議所副理事長
9	"	小西 智都子	瀬戸内IJUトラベルネット
10	"	齋 藤 光 範	高松商工会議所総務担当課長
11	"	髙木 美枝子	(公募)
12	副委員長	立野 新治	(公募)
13	委 員	中條 尚子	(公募)
14	委員長	柘植 敏秀	高松まちづくり協議会理事
15	委員	中村 ノリコ	(公募)
16	"	松下 芳樹	特定非営利活動法人たかまつ市民活動応援団理事
17	"	円尾 安子	日本郷土民謡協会四国地区連合会会長
18	"	山田 晋平	(公募)
19	"	吉田 静子	特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット理事

アドバイザー	緒方 俊則	 香川大学大学院地域マネジメント研究科教授	
(H20.3まで)	相力极则	自川八子八子院地域マベングンド研九付教技	
アドバイザー	年 フ順 /-	香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科副研	
(H20.5から)	鹿子嶋 仁	究科長准教授	

3 高松市自治基本条例を考える市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定める高松市自治基本条例(仮称)(以下「条例」という。)を制定するに当たり、条例制定段階から市民が参画し、市民自らが主体的に条例に盛り込む内容を検討していくための場として、高松市自治基本条例を考える市民委員会(以下「市民委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民委員会は,条例に盛り込むべき内容について,市民の立場から検 討を行い,市長に対して提言を行うものとする。

(組織)

- 第3条 市民委員会は,委員20人程度で組織する。
 - (1) 公募により選出された市民
 - (2) 前号に掲げる者のほか,市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は,市長への提言を行った日までとする。

(委員長および副委員長)

- 第5条 市民委員会に,委員長および副委員長1人を置き,委員の互選により 定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、市民委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が 欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 市民委員会の会議は,委員長が招集し,委員長は,会議の議長となる。
- 2 市民委員会の会議は,委員の半数以上が出席しなければ,開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を 聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は,市民政策部企画課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか,必要な事項は,市長が定める。ただし, 市民委員会の運営に関し必要な事項は,委員長が市民委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は,平成19年12月21日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は,第4条に規定する市長への提言を行った日限り,その効力を失う。

4 「自治基本条例を考えるフォーラム~みんなで高松市の憲法を考えよう!~」 (7月25日(金)開催)での市民のみなさんからの意見等

H20.7.25 市民委員会主催自治基本条例を考えるフォーラムでの意見 一人の意見で複数項目ある場合は,項目毎としています。

条例骨子案に対する意見

No.	意見	回答(案) 市民委員会の考え方
1	権利のみでなく義務にも触れている事に 意義があると思う。	「市民参加の権利」を盛り込むとともに , 「権利の行使と責任の履行」の中で , 市民は , まちづくりに参加する権利を行使するに当たっては , 自覚と責任を持つこととしています。
2	最終と途中には何事も公開(あらゆる手段で)してほしい。	「市民の知る権利」の中で,市政運営に関する情報について,政策形成過程の段階もできる限り公開に努めることを盛り込んでいます。
3	地域コミュニティについての位置付けを明確にしてほしい。	「権利の行使と責任の履行」の中で,市民は,まちづくりを進める上での地域コミュニティの役割や位置づけを認識し,積極的に参加することを盛り込みます。また,「協働のパートナーの育成」の中で,地域コミュニティ協議会を支援対象として位置付けます。そして,「定義」の中で,地域コミュニティを「地域住民みんなが自主的に参加し,その総意と協力により,住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まり」と定めています。
4	住民投票のところの話でもっと勉強して欲しかった。 間接民主主義を補う制度として直接民主主義の機会を設けておくべきです。 確かに市長・議員は選挙で選ばれるわけだが,選挙のとき問題になっていないことも,問題が浮上してくるからです。4年間すべてを白紙委任しているのではないことを考えるととても大事な制度です。	市政の重要事項について,市民が住民投票を 請求できることを盛り込むとともに,議会およ び市長は,市民の意思を直接確認し,市政に反 映させる必要があるときは,住民投票を実施で きることを盛り込んでいます。また,住民投票 を実施する上で必要な事項は,別途条例で定め ることとしています。
5	住民投票の活用には十分注意すべき。	
6	議会および議員の役割はそのとおり。 議会の発言に対する市民のコメントも あってよい。	「議会の責務」の中で,議会は,活発に自由な討議を行い,十分な審議を尽くすとともに, 広く市民の意見を聞き,政策の決定に適切に反映させることを盛り込んでいます。
7	議会のあり方,議員の質,もっとオープンにいつも胸を張って,前も後ろもない質のいい議員達であるようになってほしい。 自分の利益ばかりでなく,全員の議員また市長が今回の基本条例に基づいて進んでほしい。	「議員の責務」の中で,議員は,地域の課題 や市民の意見を把握し,市政全体の観点から的 確な判断を行うことを盛り込んでいます。

No.		<u>回答(案)</u> 市民委員会の考え方
8	議会に対しては,もっとメスを入れるべき です。慣れの議会はダメ。	「開かれた議会」の中で,議会は,市政における議論の内容を積極的に市民に提供し,市民に分かりやすく,開かれた議会運営に努めることを盛り込んでいます。
9	議会に対して踏み込んで言及しようとしていることに賛同します。恐れずに戦ってください。 日本の文化に即した民主主義が行使できるようになって欲しいと願います。	自治の主体である市民,行政,議会の3つの 主体を明確に位置付け,議会 <u>と議員</u> についても 役割と責務を定めています。
10	議会に踏み込んだことはすばらしい。	
11	議会で議論された事案に対し,議員各人の 誰が賛成,反対かの意思表示を市報でまめに 伝えて欲しい。 次の選挙の参考にしたい。	議員の賛否の表明については,議場等で各人が意志表示をしていますが,議事録会議録には記録されていないのが現状です。 「議員の情報公開」の中で,議員は,議員としての活動や政策決定について,様々な方法で,分かりやすく市民に伝えることにより,市政に関する情報の共有に努めることを盛り込んでいます。
12	連携の章は大事だと思う。 在住外国人も含め,多様な市民を想定して いってほしい。	市単独では対応が難しい課題が多くなってきているため、近隣市町村や県、国との連携、協力に努めることを盛り込んでいます。 <u>在住外国人については、</u> 市民 についてはを 、「居住する者 通勤・通学する者 事業を営み、または活動する者 関心を持つ者」と定義し、国籍や居住地に関係なく広い範囲としています。
13	条例のリニューアルを担う組織体制を明示することへの対応は? 市民が市政にもっと関心を持つようにす	「本条例の進捗管理」,「改正・見直し」の中で,本条例の進捗状況について,市民側からのチェック機能が働く委員会を設置し,4年を超えない期間ごとに,社会情勢の変化などに対応して,本条例を見直すことを盛り込んでいます。 市民が市政に関心を持つために,行政,議会
14	るべき。	の情報公開や説明責任について盛り込んでい ます。
15	高松市民として,年配の人や女の人,障害者を大事にする社会を推進しやすい自治基本条例に組み込んでもらいたい。	市民は,まちづくりに参加する権利を持っていること,市民参加の機会は,公平公正に与えられることを盛り込んでいます。また,市民参加の機会は,市政に参加しにくい状況にある人々への配慮を含め,広く市政に参加できる機会を確保し,その制度の充実に努めることとしています。

その他の意見

NI.	- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ロゲノキンナロチョクネギュナ
No.	意見	<u> 回答(案)</u> 市民委員会の考え方
16	ここまで市民の方が行政にメスを入れるために作っ た自治基本条例,必ず成立してほしい。	ご意見ありがとうございます。 市民委員会は ,市民の立場から自治
17	成文化する過程で,せっかく積みあげた新鮮さや貴 重性をなくさないでほしい。	基本条例に盛り込む内容を議論して きました。その過程において ,市民に
18	今回のフォーラムに参加できたことをうれしく思います。案内くださった方に感謝します。 自治基本条例についてもっと考えていくチャンスも 情報交換もどんどんやっていく。一人でも多くの人に 参加していただくことを求めます。 一人一人が真剣に考える人材を育てるべき。	委員会での検討内容などを知ってもらい、参加してもらいながら、市民の意見を吸い上げ、反映することが大切だと考え、「市民委員会瓦版」の発行や、「自治基本条例を考えるフォーラム」を開催してきました。そして、市
19	非常に各条に委員の方々の苦労と工夫が伝わった。 条例への意図や思いを補足の「解説書」として発行 してはどうかと思う。	民委員会で討議 ,検討した結果について提言書としてまとめたものです。
20	市民委員会の提案,基本条例は健全な市民が望んでいることです。しかし,行政,議会,議員にもっと理解をもとめる必要がある。	
21	高松市独自の自治基本条例の今後が楽しみです。	
22	委員長さんを中心に将来を見据えた内容で,半年間 でよくまとめたと思う。	
23	考え方はわかったが,今後の具体的なことについては市民に示すべきだ。	
24	今後もこのような形で市民を巻き込んだ条例にして いってほしい。	
25	市民の議論の場(全コミュニティー)を設ける。(市長が行っているようにして)	
26	市民の憲法をつくることに意義があります。 市民一人一人に呼びかけていくことが大事です。	
27	もっと判り易い言葉で。回数を増やしてほしい。	
28	短時間(短期間)の議論でかなり立派なものができていると思いますが、1点ほど、基本条例を制定するために委員会で議論されていることさえ知らない市民が多い中、今回のフォーラムだけで、市民の意見を反映できるか?	
29	市民の憲法という大事なことをたった半年の10数回程度の議論で案を決定するのは如何なものか? もっと各界,各層の意見を聞くべき。	
30	市民委員会の設立し,立ち上がっていく状態がよくわかりました。とてもすばらしい。 今後の活動頑張ってください。一市民として応援します。	

No.	意 見	<u> 回答(案)</u> 市民委員会の考え方
31	しっかりとさらに議論を深め , いい形でまとめてく ださい。期待しています。	ご意見ありがとうございます。 市民委員会は ,市民の立場から自治
32	自治基本条例が何たるものかを聞き,「市民が市政に参加する手法」であることを知り,また,市民の中にも真剣に市の将来,市のあり方を考え,取り組んでいる人たちがいることも知り,心強くも感じ,勇気を持って「チェンジ!」に向かって,頑張っていただきたい。 部分の利益でなく,市全体を考える人,部分が無かったと思います。前向きに頑張ってください。	基本条例に盛り込む内容を議論してきました。その過程において,市民に委員会での検討内容などを知ってもらい、参加してもらいながら,市民の意見を吸い上げ,反映することが大切だと考え,「市民委員会瓦版」の発行や,「自治基本条例を考えるフォーラム」を開催してきました。そして,市
33	お昼休みの1時間フォーラムというのがよかった。 一人でも多くの市民が知る,接点をもてることが大切 だと思います。 プレゼンでも話されたように,条例をつくること以上 にそのプロセスに意義があるので。	民委員会で討議 ,検討した結果について提言書としてまとめたものです。
34	この場所で公開フォーラムを開催するのは良かったと思います。	
35	色々な法案,事案が決められていく中で,どこかでわかりやすい経過が知りたいと思いましたので,是非参加できればいいと思いました。これからは,瓦版の愛読者になりたいと思います。	
36	やはり,もう少し大西市長と市民のコミュニケーションを図るべきだし,高松市の職員(特に50歳以上の人)との対話を進めて欲しいと感じました。 対話=良い市政につながっていくと信じています。	
37	秘書課の諸君も、今後、高松まつりもありますし、 色々なイベントが企画されていますし、こういった機 会に、是非、大西市長と市民とのコミュニケーション を図って、良い高松市政をめざしていって欲しいと思 います。 市政は簡単なようですが、国政よりも難しいと思い ます。	
38	20歳代,30歳代,40歳代,50歳代,60歳代以後の市民の代表者と1ヶ月か2ヶ月に会って対話をして,今後の市役所に対する希望とかしてもらいたいこととかを秘書の方を交えて話してはいかがでしょうか。 小学生,中学生の子供達との対話もしてあげて,優しい市長さんとの印象も良いのではないのでしょうか。	
39	Informed consent 重要。	

- 5 瓦版(データの添付は省略しています。)
- (1) Vol.01

(2) Vol.02

(3) Vol.03(表面)

Vol.03(裏面)

(4) Vol.04

(5) Vol.05

(6) Vol.06

(7) Vol.07

(8) Vol.08

(9) Vol.09